

名古屋市告示第496号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年10月11日

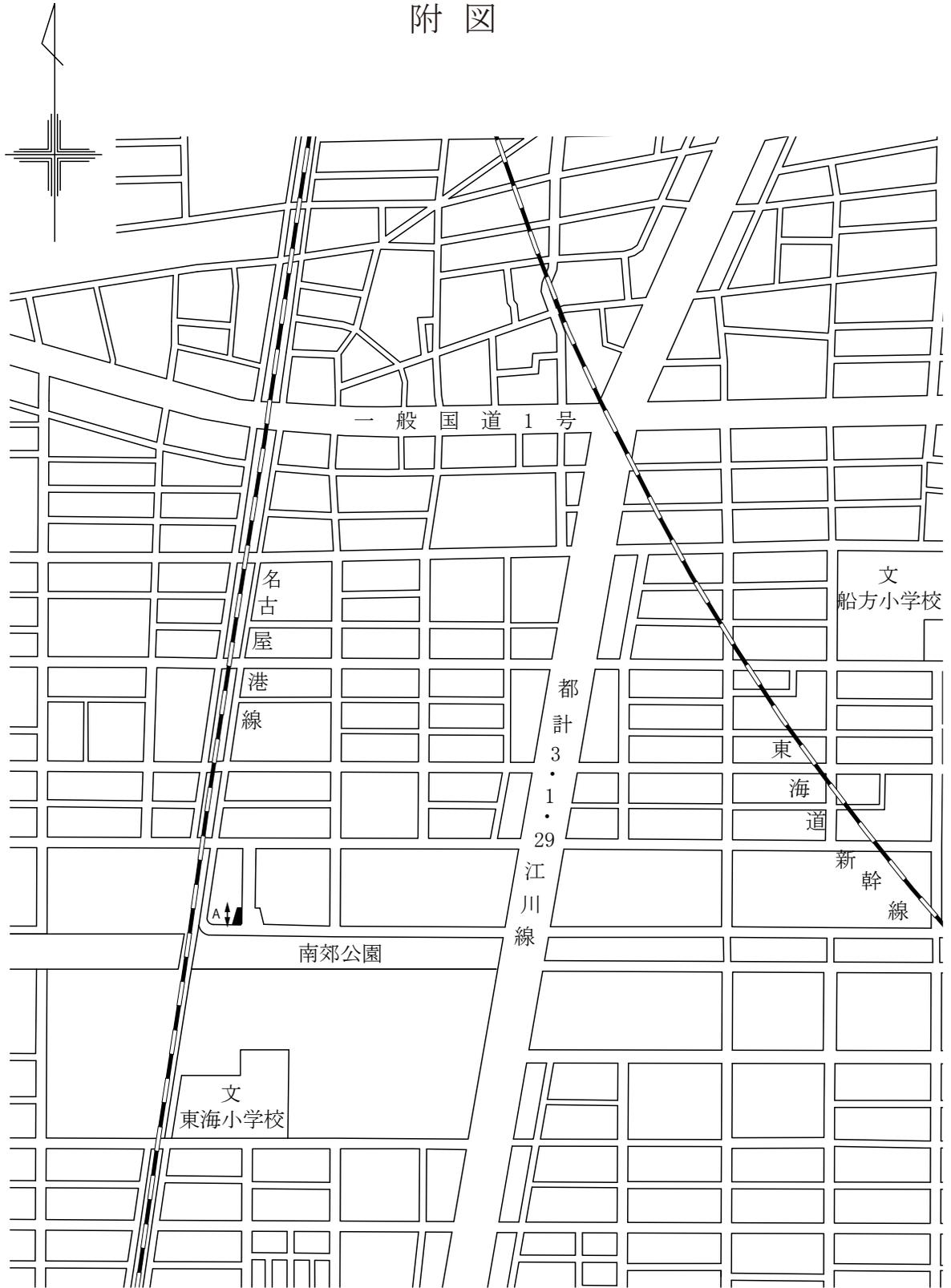
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	八番町南北支線第14号線	名古屋市熱田区八番二丁目2209番地先から	前	0.018	24.65 ～ 48.25	附図
			名古屋市熱田区八番二丁目2209番地先まで	後	0.018	19.57 ～ 31.43	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により廃道する部分